

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成28年9月定例府議会に提出される予定の次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成28年8月19日

大阪府教育委員会

#### ○報告

大阪府立布施高等学校における負傷事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の専決処分の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

府立布施高等学校での負傷事故に係る損害賠償請求に関する  
知事専決処分について

◇事案の概要

- 平成 25 年 8 月 18 日、同校陸上部OBである申立人が、専門学校の実習のため陸上部の活動に参加していたところ、校庭のテントが突風で飛び、頭部に 26 針縫うけがを負った。
- テントは杭、重り等で固定されておらず、府は設置・管理の瑕疵を認めざるを得ない状況であった。
- 申立人とは治療費等の支払いの交渉を行っていたが、額の傷痕の後遺障害の認定で意見の相違があり、申立人が平成 27 年 7 月 31 日に約 969 万円の支払いを求め、大阪簡易裁判所に調停申立てを行った。
- 平成 28 年 6 月 17 日、調停委員会から解決金 2,150,350 円の調停勧告があった。

◇知事専決処分の内容

- 調停勧告を受け入れ、府が申立人に対し解決金 2,150,350 円を支払う。

◇知事専決理由

- 解決金は、妥当なものと考えられる。
- 府に設置・管理の瑕疵があり、早期の被害者救済のため一刻も早く解決したい。

第 号報告

大阪府立布施高等学校における負傷事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の  
専決処分の件

大阪府立布施高等学校における負傷事故に係る損害賠償請求に関する調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年 月 日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

大阪府立布施高等学校における負傷事故に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び調停の件

東大阪市在住の羽田野誠を申立人、大阪府を相手方とする大阪府立布施高等学校における負傷事故に係る損害賠償請求に関する調停申立事件に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民事調停法（昭和26年法律第222号）第16条の規定により調停に合意する。

平成28年 月 日専決

大阪府知事 松 井 一 郎

- 1 大阪府は、申立人に対し、本件損害賠償金として金2,150,350円の支払義務があることを認める。
- 2 大阪府は、申立人に対し、1の金員を支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。
- 3 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 4 申立人と大阪府は、本件に関し、1から3までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。